

尼崎市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた啓発等業務委託事業者募集要項

「尼崎市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた啓発等業務」を業務委託する事業者の公募に関する各種手続きや要件・審査等の内容については、次のとおりとします。

1 趣旨

尼崎市（以下「本市」という。）では、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向け、地域住民をはじめとした支援関係者に理解と協力を得るための情報発信等による啓発や避難訓練等の実施を通じ、人材の発掘、当事者とのつながりづくり等の取組を進めている。

こうした取組を効果的に進めるため、より多くの支援関係者の理解と協力を得るとともに、さらなる避難行動要支援者の避難支援体制づくりの促進及び避難支援についての意識醸成を図り、ささえあう地域社会づくりを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 委託業務名

尼崎市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた啓発等業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務仕様

別添「尼崎市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた啓発等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合であって、本業務の内容に大きな変更が無く、かつ、本業務の予算が本市議会において承認され、受託者が事業の継続を同意した場合に限り、承認された予算の範囲内において、令和10年3月31日までの間、年度単位で委託契約の更新を行います。

(4) 委託料

① 受託者は契約締結後、請求書を提出すること。

ただし、委託料は、440,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、提案内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けません。

② 市は適法な請求書を受理したときは、請求書を受理した日より30日以内に支払う。

なお、委託料の交付方法は、原則として口座振替の方法によるものとする。

3 委託事業者選定方法

本業務を実施するにあたっては、専門知識や技術力、提案力を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式による選定を行います。

4 応募資格

公募型プロポーザル方式による選定への参加を応募しようとする者は、本業務を安定かつ円滑に実施できる能力と適正な実施体制を有する法人又は共同事業体（以下「法人等」という。）とし、個人では応募することはできません。

また、応募する法人等は次の(1)~(3)をすべて満たさなければ応募することはできません。

なお、共同事業体で応募する場合は、代表の団体を定めるとともに、その構成団体は(1)~(3)をすべて満たす必要があります。

(1) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されている者、または、名簿に登載されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者（ただし、本業務委託について選定後、契約締結を行った者は名簿登録手続きを行うこと）。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(2) 国税、地方税等を完納している者

(3) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 市から入札参加停止措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者の候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

なお、本市との契約締結後、事業者が(1)(2)のいずれかに該当しなくなった場合又は(3)ア~エのいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該委託事業者との契約を取り消すことができるものとします。

5 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とします。

(1) 本要項を遵守しない場合

- (2) 受託者提案金額が本市見積金額（440,000円）を超過した提案を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 応募者資格を欠いていることが判明した場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合

6 プロポーザル等の全体日程

項目	日程
募集要項の配布・募集開始	令和7年4月25日（金）
質問の受付期限	令和7年5月12日（月）午後5時まで
質問の回答	令和7年5月15日（木）までにホームページへ随時公表
企画提案書等応募書類提出期限	令和7年5月21日（水）午後5時まで
プレゼンテーション審査時間連絡	令和7年5月27日（火）午後5時までに連絡
プレゼンテーション審査	令和7年6月12日（木）
審査結果通知	令和7年6月20日（金）までに通知発送
実施準備、契約事務期間	令和7年6月23日（月）～ 6月30日（月）
業務委託開始	令和7年7月1日（火）

7 質問票の受付及び回答

(1) 質問票の受付期限

令和7年5月12日（月）午後5時 まで

(2) 質問方法

本要項「12 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に、件名は「【質問】避難支援体制づくり啓発事業プロポーザル（法人名）」と入力の上、質問票（様式第1号）を提出すること（電子メール以外での受付は不可）。

(3) 回答

質問と質問に対する回答については、質問者の情報をふせて本市ホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて、令和7年5月15日（木）までに随時公表します。

(4) 留意事項

ア 選定基準等に関する質問は受付不可です。

イ 質問事項の記入の際は、本業務の募集要項・仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

8 応募方法及び応募書類

令和7年5月21日（水）午後5時までに、企画提案書等応募書類を尼崎市役所北館3階福祉局福祉部重層的支援推進担当課へ持参または郵送すること（郵送の場合も期限必着）。

持参の場合は電話にて必ず前日までに事前予約することとし、郵送の場合は到着確認を行うこと。また、提出書類の受付時間は、平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

応募の際には、次の(1)から(9)に掲げる応募書類を、その番号順にA4サイズのフラットファイル等に綴じ、様式や添付書類ごとにインデックス等で仕切り紙を挿入するなど、整理した上で7部（正本1部、副本6部）提出してください。共同事業者の場合は、構成団体ごとに(5)～(9)の書類の提出が必要になります。

(1) 企画提案申込書（様式第2号）

共同事業者による企画提案の応募の場合は、共同事業者構成表（様式第5-1号）及び共同事業者委任状（様式第5-2号）を併せて提出してください。

なお、本事業に応募する以前に、共同事業者の構成団体において協定書を作成している場合は、新たに協定書を作成する必要はなく、既存の協定書を提出してください。

(2) 企画提案書（任意様式、A4用紙片面刷り・10枚まで）

仕様書に基づき、応募者としての本要項10(2)審査・選定基準を踏まえて、記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示してください。

(3) 見積書及び見積内訳書（任意様式）

ア 見積金額は2(4) 委託料に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

イ 見積もり金額は消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税額を記載すること。

ウ 本業務の係る事業費の積算内訳を記載すること。

(4) 事業実施体制（様式第3号）

様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とします。

(5) 同種業務実績（様式第4号）

様式の記載項目をカバーしているのであれば、任意様式でも可とします。

(6) 法人等の概要（任意様式）

パンフレット等を法人等の概要に代用することも可とします。

(7) 法人税、消費税及び地方消費税、所在地の市町村民税の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（非課税の場合は、これに代わる書類）（令和5年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。ただし、競争入札参加有資格者名簿に登載されている事業者は、当該書類は不要です。

(8) 所在する市の徴収する水道料金の最近2年間の滞納がないことを証明する書類（令和5年以降に設立された法人等を除く）。提出日の3か月以内に発行されたものとし、写しでも可とします。

(9) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合は、次に掲げる書類を提出すること。定款又は寄附行為及び登記事項証明書は写しでも可とし、登記事項証明書は提出日の3か月以内に発行されたものとします。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

9 企画提案書等応募書類の取扱い等について

(1) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しません。

(2) 選定された事業者の企画提案書等の書類は、事業者名をはじめ公開の対象となります。選定されな

かった事業者のものは原則非公開としますが、本市情報公開条例（平成16年尼崎市条例第47号）その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとします。

(3) この募集の応募に要した事業者の費用負担に対して、本市は一切補償できません。

10 選定方法及び審査基準について

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、プレゼンテーション審査を行います。事前に提出のあった応募書類の確認により、参加資格のある者に対し実施します。別途設置する「避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた啓発等業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を合わせて総合的に審査し、選定します。

ア 実施予定日

令和7年6月12日（木）に尼崎市役所本庁にて実施します。時間等の詳細は、令和7年5月27日（火）午後5時までに電子メールで通知します。

イ 実施時間

1応募団体につき50分（応募者からの説明20分、質疑応答30分）程度を予定しております。

ウ プレゼンテーションの方法

応募団体は原則として提出した企画提案書に基づいて説明を行ってください。

なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類提出時に申し出をしてください。

エ 説明者

会場への入室は3人以内でお願いします。うち1人は、別紙仕様書に定める業務責任者となる予定の者が出席してください。

オ その他

プレゼンテーションにおける内容及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取扱います。

(2) 審査・選定基準

ア 別紙、審査基準を基に採点します。

イ 審査の結果、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定委員会において協議を行い、選定します。

ウ 地域経済活性化の観点から、市内業者又は準市内業者であれば下記の割合で加算を行いますので、企画提案書に記載してください。

共同事業体で応募してきた場合には、構成団体のいずれかに市内業者、準市内業者が含まれていれば、加算を行います。

また、本業務実施に際して新たに市内在住者の雇用を行う提案に対しても加算を行いますので、企画提案書に記載してください。

- ・ 市内業者は総合点の10%加算
- ・ 準市内業者は総合点の5%加算

- ・ 事業実施に際して市内業者の雇用を行う提言があれば5%加算
- エ 応募者が1社の場合であっても選定委員会による審査を行います。

その結果、企画提案の内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

(3) 審査結果

ア 審査結果は、令和7年6月20日（金）までに電子メールにて通知するとともに、本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて受託予定者（優先交渉権者）を公表します。

イ 審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けません。

1.1 契約の締結

(1) 選定後、契約候補者は本市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、本市が作成した契約書によって契約を締結します。

(2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において順位の高かった者から順に協議を行い、契約相手方を決定します。

なお、選定委員会において、別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とします。

ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに本要項4の応募者資格を欠いていることが判明したとき

ウ 契約締結時までに本要項5の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき

エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととします。

(4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼します。

1.2 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所北館3階

福祉局 福祉部 重層的支援推進担当課

TEL：06-6489-6013 FAX 06-6489-6952

Eメール：ama-sasaeai@city.amagasaki.hyogo.jp

以上